

V 教員免許取得のための履修方法等

- 1 取得できる免許状について
- 2 小学校教諭一種免許状
- 3 幼稚園教諭一種免許状
- 4 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）
（特別支援教育に関する科目）
- 5 中学校・高等学校教諭一種免許状
- 6 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状（教科に関する専門的事項）
- 7 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状
（教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目）
- 8 中学校・高等学校教諭一種免許状（各教科の指導法）
- 9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状
（大学が独自に設定する科目）
- 10 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭一種免許状
（教育実習）

V 教員免許取得のための履修方法等

各コースにおいて、取得可能な教員免許状は下表のとおりです。

教員免許状は、それぞれの校種・教科ごとに「教科及び教科(領域および保育内容)の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数を超えれば取得できますが、本学部の指定する科目が免許法の最低修得単位数を超えた場合(特に教職科目において)は本学部の指定に従いますので注意してください。

なお、「大学が独自に設定する科目」には、「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について最低修得単位数を超えた単位及び「大学が独自に設定する科目(本章の「9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状(大学が独自に設定する科目)」を参照)」の修得単位を含めることができます。

1 取得できる免許状について

コース	免許状の種類	免許法の最低修得単位数					
		教科及び教科(領域及び保育内容)の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	特別支援教育に関する科目
		単位	単位	単位	単位	単位	単位
児童教育	小学校教諭一種免許状	30	10(12)	10(12)	7	2	
	幼稚園教諭一種免許状	16(18)	10(12)	4(6)	7(9)	14(6)	
	中学校教諭一種免許状(国語)	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状(社会)	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状(数学)	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状(理科)	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状(英語)	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	高等学校教諭一種免許状(国語)	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状(数学)	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状(理科)	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状(英語)	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	特別支援学校教諭一種免許状						26(28)
文化創生	中学校教諭一種免許状(音楽)	28(30)	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状(美術)	28(30)	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状(保健体育)	28(34)	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	高等学校教諭一種免許状(音楽)	24(26)	10(12)	8(10)	5	12(6)	
	高等学校教諭一種免許状(美術)	24(24)	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状(保健体育)	24(30)	10(12)	8(10)	5	12(2)	

- ・ 括弧内の数字は、本学部における最低修得単位数です。
- ・ 小学校教諭免許状または中学校教諭免許状を取得する場合は、授業科目「教育臨床体験(介護等体験)」を必ず修得してください。(2年)
- ・ 教員免許状の取得を希望する場合、基盤共通教育科目の以下の科目は必修となりますので、必ず修得してください。

教養科目：『文化と社会』領域から「日本国憲法」2単位

共通科目：『コミュニケーション・スキル1』領域から「英語1」の「コミュニケーション英語」2単位

『情報科学』領域から「情報処理」2単位

『健康・スポーツ』領域から分野「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、または「スポーツセミナー」を含めて2単位以上

2 小学校教諭一種免許状

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低修得単位数	免許状を得るのに必要な科目	開講単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	30	※1 国語の基礎	2	
		社会		※1 社会の基礎	2	
		算数		※1 算数の基礎	2	
		理科		※1 理科の基礎	2	
		生活		※1 生活の基礎	2	
		音楽		○ 音楽の基礎	2	
		図画工作		○ 図画工作の基礎	2	
		家庭		※1 家庭の基礎	2	
		体育		○ 体育の基礎	2	
		外国語		※1 外国語の基礎	2	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目				初等理科実験	2
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)(第二欄)	国語(書写を含む。)	○ 初等教科教育法Ⅰ(国語)	1		
		社会	○ 初等教科教育法Ⅱ(国語)	1		
		算数	○ 初等教科教育法Ⅰ(社会)	1		
		理科	○ 初等教科教育法Ⅱ(社会)	1		
		生活	○ 初等教科教育法Ⅰ(算数)	1		
		音楽	○ 初等教科教育法Ⅱ(算数)	1		
		図画工作	○ 初等教科教育法Ⅰ(理科)	1		
		家庭	○ 初等教科教育法Ⅱ(理科)	1		
		体育	○ 初等教科教育法(生活)	2		
外国語		○ 初等教科教育法(音楽)	2			
教育の基礎的理解に関する科目(第三欄)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○ 教育原論	2			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○ 教職論	2			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	※2 教育社会学	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	※2 教育経営学	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○ 発達心理学	2			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○ 学習心理学	2			
		○ 特別支援教育総論	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(第四欄)	道徳の理論及び指導法	○ 道徳教育の理論と実践	2			
	総合的な学習の時間の指導法	○ 教育実践(総合的な学習の時間)	2			
	特別活動の指導法	○ 特別活動論	2			
	教育の方法及び技術	○ 教育方法・技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○ 教材開発演習	2			
	生徒指導の理論及び方法(進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。)	○ 生徒指導・進路指導	2			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	○ 教育相談	2			
教育実践に関する科目(第五欄)	教育実習	○ 教育実践実習前・事後指導(幼・小)	1			
		○ 教育実践基礎実習(幼・小)	1			
	学校体験活動	○ 教育実践実習A	3			
	教職実践演習	○ 地域学校協働インターンシップ	1			
大学が独自に設定する科目(第六欄)		2	○ 教職実践演習(幼・小・中・高)	2		
		2	※3			

備考

- 印は免許取得上必修科目
- ※1はこの表記科目群から2単位選択必修
- ※2は1科目選択必修
- ※3は、当該免許の「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について最低修得単位数を超えた単位及び「大学が独自に設定する科目(本章の「9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状(大学が独自に設定する科目)」を参照)」を修得してください。
- 基盤共通教育科目の以下の科目を必ず修得してください。
 - 教養科目:『文化と社会』領域から「日本国憲法」2単位
 - 共通科目:『コミュニケーション・スキル 1』領域から分野「英語 1」の「コミュニケーション英語」2単位
 - 『情報科学』領域から「情報処理」2単位
 - 『健康・スポーツ』領域から分野「健康スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、または「スポーツセミナー」を含めて2単位以上
- 専門教育科目「教育臨床体験(介護等体験)」を必ず修得してください。

3 幼稚園教諭一種免許状

※ 小学校教諭一種免許取得予定者が履修可能です。

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低修得単位数	免許状を得るのに必要な科目	開講単位数
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	国語	16	国語の基礎	2
		算数		算数の基礎	2
		生活		生活の基礎	2
		音楽		○ 音楽の基礎	2
		図画工作		○ 図画工作の基礎	2
	体育	○ 体育の基礎		2	
	保育内容の指導法（第二欄）			○ 保育内容(健康)	2
				○ 保育内容(人間関係)	2
				○ 保育内容(環境)	2
				○ 保育内容(言葉)	2
				○ 保育内容(表現A)	2
		○ 保育内容(表現B)	2		
教育の基礎的理解に関する科目（第三欄）		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○ 教育原論	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○ 教職論	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		※1 教育社会学	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		※1 教育経営学	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 発達心理学 学習心理学	2
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○ 特別支援教育総論	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（第四欄）		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	○ 教育方法・技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2
		幼児理解の理論及び方法		○ 幼児の理解	2
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○ 教育相談	2
教育実践に関する科目（第五欄）		教育実習	5	○ 教育実践基礎実習(幼・小)	1
				○ 教育実践実習A	3
				○ 幼稚園実習	2
		○ 教育実践実習事前・事後指導(幼・小)	1		
		教職実践演習	2	○ 教職実践演習(幼・小・中・高)	2
大学が独自に設定する科目（第六欄）			14	※2	

備考

- ・ ○印は免許取得上必修科目
- ・ ※1は1科目選択必修
- ・ ※2は、当該免許の「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について最低修得単位数を超えた単位及び「大学が独自に設定する科目（本章の「9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状(大学が独自に設定する科目)」を参照)」を修得してください。

4 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)(特別支援教育に関する科目)

特別支援学校教諭一種免許状を取得するためには、基礎資格として小学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状の取得が必要です。

下記表に示されている「特別支援教育に関する科目」の要件を満たすと共に、小学校教諭一種免許状を取得してください。

特別支援教育に関する科目		免許法の最低修得単位数	免許状を得るのに必要な科目	開講単位数
特別支援教育の基礎理論に関する科目(第一欄)		2	○ 障害児教育総論	2
特別支援教育領域に関する科目(第二欄)	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の心理, 生理及び病理に関する科目	16	○ 知的障害児の病理	2
			○ 知的障害児の心理・生理	2
			○ 肢体不自由児の心理	2
			○ 病虚弱児の心理	2
	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○ 知的障害児の教育	2
			○ 知的障害児の教育経営	2
	○ 肢体不自由児の教育	2		
	○ 病虚弱児の教育	2		
免許状に定められることになる特別支援領域以外の領域に関する科目(第三欄)	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の心理, 生理及び病理に関する科目	5	発達障害児の心理・生理	2
	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○ 発達障害児の教育	2
	・心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の心理, 生理及び病理に関する科目		○ 視覚障害児の心理と教育	2
	・心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○ 聴覚障害児の心理と教育	2
心身に障害のある幼児, 児童又は生徒についての教育実習(第四欄)		3	○ 特別支援学校教育実習(事前・事後指導含む)	4

備考

- 印は免許取得上必修科目
- 特別支援学校教諭免許状は、5つの教育領域が定められています。(視覚障害者, 聴覚障害者, 知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)
- 免許取得上の必修科目をもれなく修得し、卒業年度に申請手続きを行った場合、卒業時に3つの教育領域(知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)の免許が取得できます。
- 特別支援学校教諭免許状取得希望者は、障害児への理解を深めるために、○印のついていない選択科目も受講することを推奨します。
- 科目によっては隔年開講もありますので、それぞれの科目の開講期をよく確認し、計画的に履修するようにしてください。
- 卒業後、現職教員となり、認定講習等により他の領域を追加することは可能です。

5 中学校・高等学校教諭一種免許状

① 児童教育コース

中学校教諭一種免許状(国語・社会・数学・理科・英語)・高等学校教諭一種免許状(国語・地理歴史・数学・理科・英語)

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低 修得単位数		免許状を得るのに必要な科目	開講単 位数	
			中	高			
教科及び教科 の指導法に関 する科目	教科に関する 専門的事項	※1	28	24	※1		
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目				※2		
	各教科の指導法(情報 通信技術の活用を含む。) (第二欄)	※3			※3		
教育の基礎的理解に関する科目 (第三欄)		教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営 的事項(学校と地域との連携及び学校 安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及 び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリ キュラム・マネジメントを含む。)	10		○ 教育原論	2	
					○ 教職論	2	
					※4 教育社会学	2	
					※4 教育経営学	2	
					○ 発達心理学	2	
					○ 特別支援教育総論	2	
					○ 教育課程編成論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の 指導法及び生徒指導、教育相談 等に関する科目 (第四欄)		道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法(進路指導及びキ ャリア教育の理論及び方法を含む。) 教育相談(カウンセリングに関する基礎 的な知識を含む。)の理論及び方法	10		8	※5 道徳教育の理論と実践	2
					○ 教育実践(総合的な学習の時間)	2	
					○ 特別活動論	2	
					○ 教育方法・技術(情報通信技術を活用 した教育の理論及び方法を含む。)	2	
					○ 生徒指導・進路指導	2	
					○ 教育相談	2	
教育実践に関する科目 (第五欄)		教育実習	5	3	○ 教育実践実習事前・事後指導(中・高)	1	
					※5 教育実践基礎実習(中)	1	
					※5 教育実践実習B	3	
					※6 教育実践実習C	2	
		教職実践演習	2		○ 教職実践演習(幼・小・中・高)	2	
大学が独自に設定する科目 (第六欄)			4	12	※7		

備考

- 印は免許取得上必修科目
- ※1は本章の「6 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状(教科に関する専門的事項)」を参照してください。
- ※2は本章の「7 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状(教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目)」を参照してください。
- ※3は本章の「8 中学校・高等学校教諭一種免許状(各教科の指導法)」を参照してください。
- ※4は1科目選択必修
- ※5は中学校教諭一種免許状のみ対象で必修
- ※6は高等学校教諭一種免許状のみ対象で必修
- ※7は、当該免許の「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について最低修得単位数を超えた単位及び「大学が独自に設定する科目(本章の「9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状(大学が独自に設定する科目)」を参照)」を修得してください。
- 基盤共通教育科目の以下の科目を必ず修得してください。
 - 教養科目:『文化と社会』領域から「日本国憲法」2単位
 - 共通科目:『コミュニケーション・スキル1』領域から分野「英語1」の「コミュニケーション英語」2単位
 - 『情報科学』領域から「情報処理」2単位
 - 『健康・スポーツ』領域から分野「健康スポーツ科学」及び「スポーツ実技」,または「スポーツセミナー」を含めて2単位以上
- 専門教育科目「教育臨床体験(介護等体験)」を必ず修得してください。

② 文化創生コース

中学校・高等学校教諭一種免許状(音楽・美術・保健体育)

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低 修得単位数		免許状を得るのに必要な科目	開講単 位数
			中	高		
教科及び教科 の指導法に関 する科目	教科に関する 専門的事項	※1	28	24	※1	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目				※2	
	各教科の指導法(情報 通信技術の活用を含む。) (第二欄)	※3			※3	
教育の基礎的理解に関する科目 (第三欄)		教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想	10		○ 教育原論	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)			○ 教職論	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営 的事項(学校と地域との連携及び学校 安全への対応を含む。)			※4 教育社会学	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程			※4 教育経営学	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及 び生徒に対する理解			※5 発達心理学	2
		教育課程の意義及び編成の方法(カリ キュラム・マネジメントを含む。)			※5 学習心理学	2
道徳、総合的な学習の時間等の 指導法及び生徒指導、教育相談 等に関する科目 (第四欄)		道徳の理論及び指導法	10	8	※6 道徳教育の理論と実践	2
		総合的な学習の時間の指導法			○ 総合的な学習の時間論	2
		特別活動の指導法			○ 特別活動論	2
		教育の方法及び技術			○ 教育方法・技術(情報通信技術を活用 した教育の理論及び方法を含む。)	2
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			○ 生徒指導、進路指導	2
		生徒指導の理論及び方法(進路指導及びキ ャリア教育の理論及び方法を含む。)			○ 教育相談	2
		教育相談(カウンセリングに関する基礎 的な知識を含む。)の理論及び方法				
教育実践に関する科目 (第五欄)		教育実習	5	3	○ 教育実践実習事前・事後指導(中・高)	1
					※6 教育実践基礎実習(中)	1
					※7 教育実践実習B	3
		※8 教育実践実習C			2	
		教職実践演習	2		○ 教職実践演習(中学校・高等学校)	2
大学が独自に設定する科目 (第六欄)			4	12	※9	

備考

- 印は免許取得上必修科目
- ※1は本章の「6 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状(教科に関する専門的事項)」を参照してください。
- ※2は本章の「7 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状(教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目)」を参照してください。
- ※3は本章の「8 中学校・高等学校教諭一種免許状(各教科の指導法)」を参照してください。
- ※4は1科目選択必修
- ※5は1科目選択必修
- ※6は中学校教諭一種免許状のみ対象で必修
- ※7は中学校教諭一種免許状で必修、高等学校教諭一種免許状で選択
- ※8は高等学校教諭一種免許状のみ対象で必修
- ※9は、当該免許の「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について最低修得単位数を超えた単位及び「大学が独自に設定する科目(本章の「9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状(大学が独自に設定する科目)」を参照)」を修得してください。
- 基盤共通教育科目の以下の科目を必ず修得してください。
 教養科目:『文化と社会』領域から「日本国憲法」2単位
 共通科目:『コミュニケーション・スキル 1』領域から分野「英語 1」の「コミュニケーション英語」2単位
 『情報科学』領域から「情報処理」2単位
 『健康・スポーツ』領域から分野「健康スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、または「スポーツセミナー」を含めて2単位以上
- 専門教育科目「教育臨床体験(介護等体験)」を必ず修得してください。

6 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状(教科に関する専門的事項)

① 児童教育コース

免許種類	各科目に含めることが必要な科目	免許取得上 必修科目※1		科目名	開講 単位数
		中	高		
国語(中・高) ※2	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	○	○	国語学概論Ⅰ	2
				国語学概論Ⅱ	2
				国語学講義	2
				国語学演習Ⅰ	2
				国語学演習Ⅱ	2
	国文学(国文学史を含む。)	○	○	日本文学史概説	2
				日本文学概説	2
				日本文学講読	2
				日本文学演習Ⅰ	2
				日本文学演習Ⅱ	2
				日本文学特別講義	2
				日本近現代文学特殊講義a	2
			日本近現代文学特殊講義b	2	
	漢文学	○	○	漢文学概論	2
		○	○	漢文学講読	2
			漢文学演習Ⅰ	2	
			漢文学演習Ⅱ	2	
書道(書写を中心とする。)	○	○	書道実技Ⅰ	1	
	○	○	書道実技Ⅱ	1	
社会(中)	日本史・外国史	○	○	日本史概論	2
				日本文化史概論	2
				日本史演習	2
				日本史講読	2
		○	○	東アジア史概論	2
		○	○	ヨーロッパ史概論	2
				内陸アジア史概論	2
	地理学(地誌を含む。)	○	○	人文地理学概論	2
		○	○	地誌学特論	2
				地理学野外実習A	2
				地理学野外実習B	2
		○	○	自然地理学概論	2
	「法律学, 政治学」	○	○	政治過程論1	2
	「社会学, 経済学」	○	○	経済学概論	2
○		○	経済学演習	2	
「哲学, 倫理学, 宗教学」	○	○	社会学概論	2	
	○	○	倫理学概論	2	
			倫理学演習	2	
地理歴史(高) ※3	日本史	○	○	日本史概論	2
				日本文化史概論	2
				日本史演習	2
				日本史講読	2
				古文書学	2
				日本史史料論	2
				日本古代史概論	2
				日本近代史概論	2
	外国史	○	○	東アジア史概論	2
		○	○	ヨーロッパ史概論	2
				内陸アジア史概論	2
	人文地理学・自然地理学	○	○	人文地理学概論	2
				地理学野外実習A	2
			地理学野外実習B	2	
○		○	自然地理学概論	2	
			自然地理学演習	2	
地誌	○	○	地形災害論	2	
			地誌学特論	2	
数学(中・高) ※4	代数学	○	○	代数学概論	2
				代数学基礎	2
				代数学発展	2
				代数学発展	2
				組合せ論	2

② 文化創生コース

免許種類	各科目に含めることが必要な科目	免許取得上 必修科目※		科目名	開講単 位数
		中	高		
音楽(中・高)	ソルフェージュ	○	○	ソルフェージュ基礎	2
	声乐(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	○	○	合唱基礎演習	2
		○	○	合唱応用演習	2
		○	○	声乐基礎	2
		○	○	声乐応用演習	2
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	○	○	合奏基礎演習	2
		○	○	合奏応用演習	2
		○	○	管弦打楽器奏法基礎	2
		○	○	管弦打楽器奏法応用演習	2
		○	○	鍵盤楽器奏法基礎	2
		○	○	鍵盤楽器奏法応用演習	2
	指揮法	○	○	アンサンブル基礎	2
		○	○	アンサンブル応用演習	2
		○	○	日本音楽演習	2
○		○	指揮法基礎	2	
音楽理論・作曲法(編曲法を含む。) 音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	○	○	音楽理論基礎	2	
	○	○	作曲法基礎	2	
	○	○	音楽史概説	2	
	○	○	音楽史概説	2	
美術(中・高)	絵画(映像メディア表現を含む。)	○	○	平面造形基礎	2
		○	○	絵画基礎	2
		○	○	絵画表現演習	2
		○	○	絵画応用演習	2
		○	○	絵画技法演習	2
	彫刻	○	○	彫刻基礎	2
		○	○	彫刻表現演習	2
		○	○	彫刻応用演習	2
	デザイン(映像メディア表現を含む。)	○	○	立体造形基礎	2
		○	○	デザイン基礎	2
		○	○	デザイン表現演習	2
	工芸	○	○	工芸基礎	2
		○	○	造形史概説	2
		○	○	日本美術史概説	2
○		○	造形史特論	2	
○		○	デザインと文化	2	
○		○	絵画論	2	
○		○	彫刻論	2	
○		○	生涯学習と造形	2	
保健体育(中・高)	体育実技	○	○	地域スポーツ実技(夏季スポーツ)	1
		○	○	地域スポーツ実技(冬季スポーツ)	1
		○	○	体育スポーツ実技(武道・陸上競技・体操)	2
		○	○	体育スポーツ実技(サッカー・バスケットボール・バレーボール)	2
		○	○	体育スポーツ実技(水泳・アクアスポーツ)	1
		○	○	体育スポーツ実技(ダンス)	1
		○	○	生涯スポーツ実技(ラケット・バット・レクリエーションスポーツ)	2
	「体育原理, 体育心理学, 体育経営 管理学, 体育社会学, 体育史」及び 運動学(運動方法学を含む。)	○	○	スポーツバイオメカニクス	2
		○	○	スポーツ原理	2
		○	○	スポーツ心理学	2
		○	○	スポーツ社会学	2
		○	○	スポーツ科学基礎論	2
		○	○	コーチング論	2
		○	○	スポーツ行政学	2
○		○	スポーツ史	2	
○	○	トレーニング論	2		
生理学(運動生理学を含む。)	○	○	スポーツ生理学	2	
	○	○	スポーツ栄養学	2	
衛生学及び公衆衛生学	○	○	衛生・公衆衛生学	2	
学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)	○	○	学校保健	2	

備考 ※「○」は免許取得上必修科目, 「空白」は免許取得上選択科目, 「/」は対象外

7 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状(教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目)

教科	免許取得上必修科目※		科目名	開講単位数
	中	高		
美術(中・高)			造形表現総合演習	2

備考

- ・※「空白」は免許取得上選択科目

8 中学校・高等学校教諭一種免許状(各教科の指導法)

教科	免許取得上必修科目※1		科目名	開講単位数
	中	高		
国語	○	○	国語科教育法	2
	○		国語の教材分析A	2
	○		国語の教材分析B	2
	○		国語科実践演習	2
社会	○	/	社会科教育法	2
	○	/	社会の教材分析A	2
	○	/	社会の教材分析B	2
	○	/	社会科実践演習	2
地理歴史	/	○	地歴科教育法	2
	/	○	社会の教材分析A	2
数学	○	○	数学科教育法	2
	○		数学の教材分析A	2
	○		数学の教材分析B	2
	○		数学科実践演習	2
理科	○	○	理科教育法	2
	○		理科の教材分析	2
	○		理科実践演習(物理学・化学)	2
	○		理科実践演習(生物学・地学)	2
音楽	○	○	音楽科教育法	2
	○		音楽の教材分析A	2
	○		音楽の教材分析B	2
	○		音楽科実践演習	2
美術	○	○	美術科教育法	2
	○		美術の教材分析A	2
	○		美術の教材分析B	2
	○		美術科実践演習	2
保健体育	○	○	保健体育科教育法	2
	○		保健体育の教材分析A	2
	○		保健体育の教材分析B	2
	○		保健体育科実践演習	2
英語	○	○	英語科教育法	2
	○		英語の教材分析A	2
	○		英語の教材分析B	2
	○		英語科実践演習	2

備考

- ・「各教科の指導法」の修得単位数は、高等学校では「○○科教育法」を含め4単位以上を修得してください。
- ・※1「○」は免許取得上必修科目、「空白」は免許取得上選択科目、「/」は対象外

9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状(大学が独自に設定する科目)

科目名	免許取得上必修科目※1						開講単位数
	児童教育コース				文化創生コース		
	幼	小	中	高	中	高	
男女共同参画社会と教育					※2	※2	2
地域社会とファミリーセッション					※2	※2	2
生涯学習論							2
教員になるための学校防災	○	○	○	○	/	/	2
地域社会の教育計画					/	/	2
社会と学力					/	/	2
道徳教育の理論と実践	/	/	/		/		2
環境教育論							2
学校・地域における食育	/			/		/	2
第二言語習得論概論	/	/	※3	※3	/	/	2

備考

- ・「大学が独自に設定する科目」には、上表の科目以外に「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の最低修得単位数を超えた単位を含めることができます。
- ・※1「○」は免許取得上必修科目、「空白」は免許取得上選択科目、「/」は対象外
- ・※2は選択必修科目
- ・※3は中学校教諭一種免許状(英語)及び高等学校教諭一種免許状(英語)のみを対象とした選択科目

10 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭一種免許状(教育実習)

《教育実習の構成》

地域教育文化学部における教育実習は、取得しようとする教員免許状の種類によって履修すべき実習が異なります。

以下は、取得しようとする教員免許状ごとに履修すべき実習及び年次を示したモデル図です。

なお、実習のみでは教員免許状は取得できません。他に、教員免許状を取得するために必要な単位数を満たしてください。

また、教育実習を受講するには、次頁にある「教育実習を受講するための条件」を満たさなければなりません。したがって、在学中(4年間)に受講できない場合もあります。

免許状	1年次	2年次	3年次	4年次
小学校		◎事前・事後指導(事前) ◎教育実践基礎実習(小) ●介護等体験(施設) ●介護等体験(学校)	◎教育実践実習A(小) ◎事前・事後指導(事後)	<学校体験活動> 地域学校協働インターンシップ
幼稚園	※ 小学校教諭免許状取得予定者が取得可能			○幼稚園実習
中学校		◎事前・事後指導(事前) ◎教育実践基礎実習(中) ●介護等体験(施設) ●介護等体験(学校)	◎教育実践実習B(中) ◎事前・事後指導(事後)	
高等学校		◎事前・事後指導(事前)	◎教育実践実習C(高) ◎事前・事後指導(事後) ◎事前・事後指導(事前)	◎教育実践実習C(高) ◎事前・事後指導(事後)
特別支援学校		※ 事前・事後指導(事前)		○特別支援学校教育実習 事前・事後指導(事後)

《留意事項》

- ① 小学校教諭免許状を取得しようとする場合
 - ・ 教育実習は、附属小学校または山形市及びその他県内市町村の協力校で行います。実習期間は、「教育実践基礎実習(小)」1週間、「教育実践実習A(小)」3週間、合わせて4週間になります。
 - ・ 「●介護等体験」は、小学校の免許状を取得しようとする場合に、「●介護等体験(施設)」及び「●介護等体験(学校)」の両方を履修することが必要です。(8頁参照)
 - ・ 「教育実践実習事前・事後指導」は「◎事前・事後指導(事前)」及び「◎事前・事後指導(事後)」の両方を履修することが必要です。
- ② 幼稚園教諭免許状を取得しようとする場合
 - ・ 教育実習は、附属幼稚園で行います。実習期間は2週間です。(幼稚園教諭免許状は、小学校教諭免許状取得予定者が取得可能です。)
- ③ 中学校教諭免許状を取得しようとする場合(高等学校教諭免許状も同時に取得する場合も含む。)
 - ・ 教育実習は、附属中学校または山形市及びその他県内市町村の協力校で行います。実習期間は、「教育実践基礎実習(中)」1週間、「教育実践実習B(中)」3週間、併せて4週間になります。
 - ・ 「●介護等体験」は、中学校の免許状を取得しようとする場合に、「●介護等体験(施設)」及び「●介護等体験(学校)」の両方を履修することが必要です。(8頁参照)
 - ・ 「教育実践実習事前・事後指導」は、「◎事前・事後指導(事前)」及び「◎事前・事後指導(事後)」の両方を履修することが必要です。
- ④ 高等学校教諭免許状(他校種の教諭免許状は取得しない場合)を取得しようとする場合
 - ・ 教育実習は、3年次または4年次に「教育実践実習C(高)」として2週間行います。
 - ・ 「教育実践実習事前・事後指導」は、「◎事前・事後指導(事前)」及び「◎事前・事後指導(事後)」の両方を履修することが必要です。
 - ・ 「介護等体験」について履修する必要はありません。
- ⑤ 特別支援学校教諭免許状を取得しようとする場合
 - ・ 特別支援学校教諭免許状を取得しようとする場合は、基礎資格として小学校教諭免許状または中学校教諭免許状の取得が前提となります。
 - ・ 教育実習は、4年次に「特別支援学校教育実習(事前・事後指導を含む。)」として、附属特別支援学校で3週間行います。

《教育実習を受講するための条件》

1 2年次に「教育臨床体験(介護等体験)」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

① 1年次後期終了までに30単位以上を修得していること。

※ 法令上、身体障害者手帳を所持しており、障害の程度が1級～6級と記載されている者は「介護等体験」が免除されます。(卒業要件上の単位修得からは免除されません。)

2 2年次に「教育実践基礎実習」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

① 1年次後期終了までに30単位以上を修得していること。(ただし、教職論、教育原論及び発達心理学のいずれかの履修を含むこと。)

② 2年次前期に「教育実践実習事前・事後指導(事前)」を履修していること。

③ 2年次前期まで(2年次前期を含む。)に「各教科の指導法」に関する科目を履修していること。

3 3年次に「教育実践実習A」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。

② 2年次に「教育実践基礎実習」の単位を修得していること。

③ 2年次に「教育臨床体験(介護等体験)」の単位を修得していること。

※ 身体障害者手帳(障害の程度1級～6級)を所持している者は「介護等体験」が免除となるため、単位の修得は不要である。(卒業要件上の単位修得からは免除されません。)

④ 2年次後期終了までに「各教科の指導法」に関する科目を6単位以上修得していること。

4 3年次に「教育実践実習B」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。

② 2年次に「教育実践基礎実習」の単位を修得していること。

③ 2年次に「教育臨床体験(介護等体験)」の単位を修得していること。

※ 身体障害者手帳(障害の程度1級～6級)を所持している者は「介護等体験」が免除となるため、単位の修得は不要である。(卒業要件上の単位修得からは免除されません。)

④ 2年次後期終了までに「各教科の指導法」に関する科目を2単位以上修得していること。

⑤ 3年次前期に「生徒指導・進路指導」を履修していること。

5 3年次に「教育実践実習C」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。

② 2年次前期に「教育実践実習事前・事後指導(事前)」を履修していること。

③ 2年次後期終了までに「各教科の指導法」に関する科目を2単位以上修得していること。

④ 3年次前期に「生徒指導・進路指導」を履修していること。

6 4年次に行われる教育実習(特別支援学校教育実習、幼稚園実習、児童教育コースの学生が中学校の免許状を取得する場合の「教育実践実習B」ほか)を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

① 3年次後期終了までに90単位以上を修得していること。

② 3年次に「教育実践実習A」または「教育実践実習B」の単位を修得していること。

③ 3年次終了までに「教育実践実習事前・事後指導」の単位を修得していること。

7 学校体験活動(地域学校協働インターンシップ)を履修するための条件は、以下の通りです。

・教育実践実習Aを修得済みであること。

・教員採用試験を受験していることが望ましい。